

天草市介護職員研修受講支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、天草市補助金等交付要綱第2条に基づき、同条別表の介護職員研修受講支援事業（以下「事業」という。）の補助金交付に関し、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 この事業は、本市における介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所（以下「サービス事業所」という。）の人材確保によるサービスの安定供給に資するため、介護職員初任者研修課程を修了し、かつ、市内のサービス事業所に就業する者に対し、予算の範囲内において研修課程の受講に要した費用の支援を行うものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修をいう。
- (2) サービス事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する別表に掲げるサービス等を提供し、又は施設を運営する事業所のうち市内に所在するものをいう。
- (3) 介護職員等 サービス事業所において介護職員、支援員又は生活支援員として勤務する者であり、看護師、准看護師、栄養士及び事務員等の他の職種のみに従事する者は含まない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、介護職員初任者研修（以下単に「研修」という。）を修了した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市税を滞納していない者

(3) 研修終了後1年以内に、介護職員等としてサービス事業所に就職した（非常勤も含む）者。ただし、学生については、受講時に在学している学校の卒業後1年以内とする。

(4) 介護職員等として継続して3カ月以上就業していること。

(5) 前号に掲げる就業の開始日が、申請日前となる場合は、研修修了証明書の発行日以降で就業要件を満たすこと。

(6) 研修費用に対して、他に補助や助成を受けていないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象者が修了した研修に要した受講料及び教材費（以下「受講料等」という。）と補助限度額5万円とを比較して、低い方の額とする。ただし、受講料等の分割払いによる手数料や修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は、補助対象とする経費から除くものとする。

（申請手続等）

第6条 補助対象者で補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、介護職員研修受講支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 研修実施者が発行する受講料等の領収書又は受領を証明する書類（申請者がクレジットカード会社を介して受講料等を支払う契約をし、受講料等の支払いが完了していないときは、当該クレジット契約を締結していることを証明する書類）

(2) 研修実施者が発行する修了証明書の写し

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、審査の上、補助の可否を決定し、介護職員研修受講支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により補助申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者で、第4条第4号に掲げる要件に該当するに至った者は、速やかに介護職員研修受講支援事業補助金実績報告書（様式第3号）にサービス事業所が発行する就業証明書（様式第4号）を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の確定及び支払い）

第9条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書を受理したときは、助成額を決定し、介護職員研修受講支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により、補助申請者に通知するものとする。

2 補助申請者は、前項の補助金確定通知書を受けたときは、介護職員研修受講支援事業補助金請求書（様式第6号）により補助金の請求をしなければならない。

3 市長は、前項の規定により補助金の請求を受け、これを適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（雑則）

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

介護保険法	1 訪問介護 2 訪問入浴介護 3 通所介護 4 通所リハビリテーション 5 短期入所生活介護 6 短期入所療養介護 7 特定施設入居者生活介護 8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 9 夜間対応型訪問介護
-------	---

	10 地域密着型通所介護 11 認知症対応型通所介護 12 小規模多機能型居宅介護 13 看護小規模多機能型居宅介護 14 認知症対応型共同生活介護 15 地域密着型特定施設入居者生活介護 16 地域密着型介護老人福祉施設 17 介護老人福祉施設 18 介護老人保健施設 19 介護療養型医療施設 20 介護医療院 21 複合型サービス
老人福祉法	1 養護老人ホーム 2 特別養護老人ホーム 3 軽費老人ホーム 4 有料老人ホーム
高齢者の居住の安定確保に関する法律	1 サービス付き高齢者向け住宅
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	1 居宅介護 2 重度訪問介護 3 同行援護 4 行動援護 5 療養介護 6 生活介護 7 短期入所 8 重度障害者等包括支援 9 施設入所支援 10 自立訓練 11 就労移行支援

	1 2 就労継続支援
	1 3 就労定着支援
	1 4 自立生活援助
	1 5 共同生活援助